ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱

平成31年 2月 1日決裁 令和 5年10月13日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地産地消を推進する取組について広くPRを行うため、ぎふ~どシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークのデザイン)

第2条 シンボルマークのデザインは、別表のとおりとする。

(使用用途)

第3条 シンボルマークは、ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱(平成28年4月28日決裁。次条第1号第2号において「実施要綱」という。)第2条第1号に規定する推進地域における地産地消を推進する取組について広くPRを行う事業に関する商品又は役務の提供に使用するものとする。

(申請)

- 第4条 シンボルマークを使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、ぎふ~どシンボルマーク使用承認申請書(様式第1号。次項において「使用承認申請書」という。)により市長に申請するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 市が使用するとき。
 - (2) 実施要綱第6条第1項の規定による認定を受けた者が実施要綱第7条に規定する方法により使用するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。
- 2 使用承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) シンボルマークを使用する事業の内容が確認できる書類
 - (2) シンボルマークの具体的な使用の内容が確認できる企画書又は図案
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用承認)

- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請(第6条第2項、第9条第1項及び第10条第1項第3号 において「使用申請」という。)があった場合において、その内容を審査し、適当と認める ときは、ぎふ~どシンボルマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号。第9条第2項において「使用承認通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による承認(以下「使用承認」

という。)をしないものとする。

- (1) 申請者(団体にあっては、その役員を含む。)が、次のアからウまでのいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - ウ 岐阜市暴力団排除条例(平成24年岐阜市条例第13号)第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) シンボルマークの使用が次のアからオまでのいずれかに該当するとき。
 - ア 第3条に規定するシンボルマークの使用用途に反するおそれがあるとき。
 - イ市の信用を害するおそれがあるとき。
 - ウ 法令又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - エ 特定の政治、思想又は宗教に係る活動に利用されるおそれがあるとき。
 - オ 不当な利益を得る目的で利用されるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不適当と認められる事情があるとき。
- 3 市長は、使用承認に際し、シンボルマークの使用の方法について条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により使用承認をしないときは、ぎふ~どシンボルマーク使用(変更) 不承認通知書(様式第3号。第9条第2項において「不承認通知書」という。)により、申請 者に通知するものとする。

(使用期間)

- 第6条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用承認を受けた日から当該日 が属する年度の3月31日までの期間において、シンボルマークを使用することができるもの とする。
- 2 使用者は、前項の期間の満了後においても継続してシンボルマークを使用しようとするときは、当該期間の満了前に使用承認の更新をすることができる。
- 3 第4条及び前条の規定は、前項の使用承認の更新について準用する。 (使用料)
- 第7条 シンボルマークの使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用承認(次条第2項の規定による変更の承認を含む。)を受けた内容と異なる使用をしないこと。
 - (2) 第5条第3項又は次条第3項の規定により付された条件に従うこと。
 - (3) シンボルマークの使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

- (4) 別に定めるマニュアルに従い、シンボルマークを適切に使用すること。
- (5) 商品の品質、役務の内容等が市から保証されたものである等の誤解を与えるような使用をしないこと。
- (6) シンボルマークを使用した商品の製造又は役務の提供を他のものに委託して行わせると きは、当該委託を受けたものがこの要綱の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な 措置を講ずること。
- (7) シンボルマークを含む商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、シンボルマークの使用について市の指示に従うこと。 (承認内容の変更)
- 第9条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、ぎふ~どシンボルマーク使用変更承認申請書(様式第4号)により市長に申請するものとする。この場合において、第4条第2項各号に掲げる書類に変更があるときは、変更後のものを併せて提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による変更の申請(次条第1項第3号において「変更申請」という。) があったときは、その内容を審査し、変更の承認をするときにあっては使用承認通知書によ り、変更の承認をしない時にあっては不承認通知書により、使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による変更の承認に際し、その使用の方法について条件を付することができる。

(承認の取消し)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。
 - (1) 使用者が第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2) 使用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
 - (3) 使用申請又は変更申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、シンボルマークを使用することが不適当と認められる事情があるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消すときは、ぎふ~どシンボルマーク使用承認 取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。
- 3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、シンボルマークを使用してはならない。 (使用の中止)
- 第11条 使用者は、シンボルマークの使用を中止しようとするときは、ぎふ~どシンボルマーク使用中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(報告等)

第12条 使用者は、シンボルマークを使用した商品(役務の提供に当たりシンボルマークを使用したものを含む。)の完成品(以下この項において「完成品」という。)を、その完成の日の翌日から起算して30日以内に市長に提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難

である場合にあっては、写真その他の完成品の状況が確認できる資料を提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、シンボルマークの使用状況について、使用者に報告 させ、又は調査することができる。

(責任)

- 第13条 市は、シンボルマークの使用により使用者に生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。第10条第1項の規定によるシンボルマークの使用承認の取消しにより使用者に生じた損害についても同様とする。
- 2 使用者は、シンボルマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。
- 3 使用者は、シンボルマークを使用した商品又は役務の提供により第三者に損害を与えたときは、誠実にこれを処理しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

別表 (第2条関係)



(あて先) 岐阜市長

(申請者)

住 所

氏 名

(団体の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

ぎふ~どシンボルマーク使用承認申請書

ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱を遵守することを誓約し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおりぎふ~どシンボルマークの使用の承認を申請します。なお、市が必要な場合は、 暴力団等の該当の有無について、警察に照会することに同意し、その照会に協力します。

記

使	用	目	的															
(集 売 f	本的 2 製造 3	字 女量、 販 <i>ラ</i>	販															
使	用	期	間					年	月	日	~			年	月	目		
				住	所	₹												
担	7	当		所	属						氏	名						
15	=		者	電	話						F A	X						
				E-r	nail		_						_			-	_	

添付書類

- 1 ぎふ~どシンボルマークを使用する事業の内容が確認できる書類
- 2 ぎふ~どシンボルマークの具体的な使用の内容が確認できる企画書又は図案
- 3 その他市長が必要と認める書類

 岐阜市
 第
 号

 年
 月
 日

様

岐阜市長

ぎふ~どシンボルマーク使用(変更)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、ぎふ~どシンボルマークの使用又は使用の変更について、ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱第 条第 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承 認 番 号	
承 認 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
条件	

特記事項

- 1 ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱を遵守すること。
- 2 ぎふ~どシンボルマークを使用した商品(役務の提供に当たりシンボルマークを使用したものを含む。)の完成品を、その完成の日の翌日から起算して30日以内に市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合は、写真その他の完成品の状況を確認できる資料を提出すること。
- 3 使用承認を受けた内容を変更する場合は、ぎふ~どシンボルマーク使用変更承認申請書 (様式第4号)を市長に提出し、承認を受けること。
- 4 上記の承認期間の満了後においても引き続き、ぎふ~どシンボルマークを使用しようとする場合は、承認期間の満了前にぎふ~どシンボルマーク使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、改めて承認を受けること。

 岐阜市
 第
 号

 年
 月
 日

様

岐阜市長

ぎふ~どシンボルマーク使用(変更)不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、ぎふ~どシンボルマークの(使用・承認 内容の変更)について、ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱第 条第 項の規定によ り、下記の理由により承認しませんので、通知します。

記

【承認しない理由】

(あて先) 岐阜市長

(申請者)

住 所

氏 名

(団体の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

ぎふ~どシンボルマーク使用変更承認申請書

年 月 日付け承認番号 で承認を受けた内容について、下記のとおり変更 したいので、ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

変	更	D	内	容								
変	更	D	理	由								
		当		者	住	所	₹					
担					所	属			氏 名			
7년				13	電	話			FAX			
					E-n	nail						
備				考								

注意事項 ぎふ~どシンボルマークの使用承認の申請の際に提出した書類に変更がある場合は、変 更後の当該書類を併せて提出すること。

 岐阜市
 第
 号

 年
 月
 日

様

岐阜市長

ぎふ~どシンボルマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け承認番号 のぎふ~どシンボルマークの使用承認について、ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱第10条第1項の規定により、下記の理由により取り消しますので、通知します。

記

【取消理由】

(あて先) 岐阜市長

(申請者)

住 所

氏 名

(団体の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

ぎふ~どシンボルマーク使用中止届

年 月 日付け承認番号 で承認を受けたぎふ~どシンボルマークについて、下記のとおり使用を中止するので、ぎふ~どシンボルマークの使用に関する要綱第11条の規定により届け出ます。

記

使用中止日	年月日
使用中止の理由	
備考	